

都市計画法第 1 6 条に基づき公聴会を開催しますので、次のとおり公告し、都市計画の素案を公衆の縦覧に供します。

なお、本市に住所を有する方又は当該都市計画の素案について利害関係を有する方で、公聴会に出席して意見を述べること（公述）を希望する方は、当該素案の縦覧期間満了の日までに、藤沢市に公述の申出書を提出することができます。

2 0 2 6 年（令和 8 年）9 月 7 日

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

1 都市計画素案の種類及び名称

（1）藤沢都市計画用途地域の変更

（2）藤沢都市計画防火地域及び準防火地域の変更

（3）藤沢都市計画地区計画の変更 村岡新駅周辺地区地区計画

2 都市計画素案に係る土地の区域

藤沢市本藤沢四丁目、稲荷一丁目、稲荷字池ノ辺、村岡東一丁目、村岡東二丁目、弥勒寺字後河内、高谷字十二天、小塚字十二天、宮前並びに宮前字後河内、字裏河内及び字十二天地内

3 公聴会の開催日時及び開催場所

開催日時 2 0 2 6 年（令和 8 年）1 0 月 8 日 午後 6 時 3 0 分から

開催場所 藤沢市役所本庁舎 5 階 5 － 1 会議室

4 公述の申出書の記載事項、提出期限及び提出先

記載事項 公述を希望する方の住所及び氏名並びに意見の要旨

提出期限 都市計画素案の縦覧期間満了の日まで

提出先 計画建築部都市計画課

5 都市計画素案の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 計画建築部都市計画課

縦覧期間 2 0 2 6 年（令和 8 年）9 月 8 日から同年 9 月 2 4 日まで（藤沢市の休日を定める条例（平成元年藤沢市条例第 2 4 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。）

以 上